

## 「風は友だち」の使用に関するガイドライン

ガイドライン制定日 平成29年4月19日

制定者 大空町文化団体協議会

「風は友だち」の歌詞、曲、楽譜及び振付（以下「楽曲等」という。）についての著作権は、大空町文化団体協議会（以下「文化団体」という。）が所有し、町民等はこのガイドラインに定めるところにより、楽曲等を使用することができます。

- 1 町民等とは、次に掲げる者とします。
  - (1) 大空町内に住んでいる者
  - (2) 大空町内に勤務している者
  - (3) 大空町内の事業者及び団体
  - (4) 大空町内の学校及び学校に通学する者
  - (5) 文化団体が特に認めた者
  
- 2 町民等は、次に掲げる使用を除き、文化団体の許諾を得ることなく、楽曲等を使用することができます。
  - (1) 営利目的での使用
  - (2) 公序良俗に反する場その他、町のイメージを著しく損なう場での使用及び創作物への使用（例：大空町のイメージを損なう映像でのBGMなど）
  - (3) その他文化団体が特に不相当と認める使用
  
- 3 町民等は、公衆の面前で楽曲等を使用する場合には、「風は友だち」であること及び著作権が文化団体にあることを示すものとします。  
（例：事前にアナウンスをする。プログラムに「風は友だち」及び「大空町文化団体協議会」を記載するなど）
  
- 4 町民等は、楽曲等を著しく損なわない範囲で、文化団体の許諾を得ることなく、アレンジをすることができます。
  
- 5 このガイドラインに定めのない事項については、文化団体と協議するものとします。